

横須賀市救急医療対策実施要綱

(主旨)

第1条 本要綱は、横須賀市地域内において、災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、この傷病者に対して迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定める。

(災害の範囲)

第2条 本要綱における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者を生じたため、市長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

(救急医療の範囲)

第3条 本要綱において救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的処理とし、その内容はおおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療（薬剤又は治療材料の投与等を含む。）
- (2) 緊急を要する手術その他応急の治療及び施術等の措置
- (3) 病院又は診療所への収容
- (4) 死体の検案及び洗浄、縫合等の措置
- (5) その他必要な応急医療措置

(市長の措置)

第4条 市長は、災害の発生を知ったときは、速やかに消防機関の救出部隊、救護部隊等に出動を命じ、又は警察機関に關係部隊の出動を要請するなど、救急医療対策等に必要な措置を講ずるとともに、県及び日本赤十字社神奈川県支部並びに横須賀市医師会、その他關係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ地区医師会に対し、医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）の出動を要請するものとする。

2 市長は、災害の状況から必要に応じ、県知事に対して県医療救護班又は県医師会の医師等の出動、その他救急医療活動に必要な措置について要請することができる。

(医師等の要請方法)

第5条 災害の発生により、市長が地区医師会又は県知事に対して、医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合においては、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 出動を要する人員（班）及び機材
 - (4) 出動の期間
 - (5) その他必要な事項
- （連絡責任者）

第6条 救急医療活動の実施に際し、密接な連絡を維持するため、市、県及び横須賀市医師会の連絡責任者を次のとおり定める。

責任区分 所 属	正	副
横 須 賀 市	健 康 部 長	消 防 局 長
神 奈 川 県	保健福祉局保健医療 部健康危機管理課長	
横須賀市医師会	医 師 会 長	災 害 担 当 理 事

（実費弁償等の負担区分）

第7条 市長が対策を実施する責務を要する災害において、出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、市が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害においては、その適用範囲で県が、また企業体等の施設内に発生した災害においては、その企業体等の責任者が、出動した医師等に対する実費弁償等を負担する。

（実費弁償）

第8条 市は、出動した医師等に対して、災害対策基本法の規程に準じた額にしたがって、前条の定めるところにより、その手当を弁償するとともに、出動した医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損について、前条の定めるところにより、その実費を時価で弁償するものとする。

（損害補償）

第9条 市は、出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を

定める政令（昭和31年政令第 335号）の規程にしたがって第7条に定めるところにより、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれによって受ける損害を補償するとともに、出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、第7条に定めるところにより、その損害の程度に応じて、これを補償するものとする。

2 市は、出動した医師等がこの要綱に基づく救急医療業務において、予知しえない、又は避けることが困難な事故が発生したときは、事故対策等の処理を行うものとする。

（救急医療活動の報告）

第10条 市長は、その要請により医師会が救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書の提出を求めるものとする。

（1）出動場所

（2）出動の期間及び時間（人員別）

（3）出動者の種別及び人員

（4）受診者数（重症、中等症、軽症別、死亡者も含む。）

（5）使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損等の内容（数量、金額）

（6）救急医療活動の概要

（7）その他必要事項

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。